

# スマホ撮影による 領収証等の保存

## 注目トピックス

### 01 | スマホ撮影による領収証等の保存

スキャナにより領収書等を読み取り、電子データとして保存することはこれまでも認められていましたが、スマホやデジカメで撮影した領収書等の電子保存が認められることとなりました。

## 特集

### 02 | 登記申請の際の株主リスト添付義務化

役員の変更登記の申請などの際に株主リストの添付が義務付けられます。その背景、提出する株主リストの内容等について解説します。

### 03 | 損益計算書の基本

PL と呼ばれる損益計算書について、その構成等について基本的な内容を解説します。

## 話題のビジネス書をナナメ読み

### 04 | 超・箇条書き (ダイヤモンド社)

箇条書きと聞くと長々と文章を記述せずに「行頭に点を置いていくつかの項目をひとつひとつ分けて書き並べる」くらいに思われている方も多いでしょう。短く魅力的に伝え、人を動かす「超・箇条書き」について書かれた一冊です。



# スマホ撮影による領収証等の保存

領収書等を電子データとして保存することはこれまでも認められていましたが、スマホやデジカメで撮影した領収書等の電子保存が認められることとなりました。

## はじめに

これまでも領収書等の電子保存は認められていましたが、スマホやデジカメで撮影したデータは対象外とされてきました。しかし、スマホやデジカメで撮影したデータも認められることとなりましたので、この点について解説します。

## スマホやデジカメで読み取り可

平成 28 年度税制改正により、領収書等をスマホやデジカメ等の機器で撮影し、データで保存することが可能となります。

従業員が受領した領収書に署名した上で、スマホのカメラ等で撮影をした後、領収書等の画像にタイムスタンプを付与します。

タイムスタンプとは、簡単に言うと「時刻証明」のことで、その時刻以降の偽造を検出するという効力を持っています。認定事業者が発行するタイムスタンプが押された画像を保存することとなります。

しかし、スマホやデジカメで撮影した書類をすぐに捨ててよいかというとそうではありません。撮影した領収書やレシートをすぐに捨てなくなる気持ちはわかりますが、一定期間の保存が必要となるため注意が必要です。

具体的には、中小企業法で定める小規模事業者（製造業その他は従業員 20 人以下、商業・サービス業は従業員 5 人以下）の場合には、税理士による定期検査が完了するまでは保存が必要となります。

## 申請書の提出を忘れずに

スマホやデジカメで撮影した画像の保存をする場合、事前

に「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を税務署へ提出し、税務署長の承認が必要となります。

<国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書>

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/pdf/6001.pdf>

この申請書の提出をせずにスマホなどによるデータ保存を行ったとしても一切認められません。この申請書は、利用を開始する 3 ヶ月前に提出する必要があります。

スマホ撮影によるデータ保存を開始したい場合、平成 28 年 10 月 1 日以降であれば申請書を提出することができますので、最速で平成 29 年 1 月分の領収書等からスマホ撮影によるデータ保存を行うことができるようになります。



# 損益計算書の基本

PL とも呼ばれる損益計算書について、その構成等について基本的な内容を解説します。

## はじめに

損益計算書は、貸借対照表よりも構成は単純ですが、ちょっとしたポイントや落とし穴があります。ここでは損益計算書について解説します。

## 損益計算書のつくり

損益計算書は、売上高から順に各種の費用を引いていくという作り方になっています。まず、売上高ですが、売上高は通常、商品やサービスが提供された時点で計上されます。

現金の授受とは関係ありません(利益とキャッシュフローが違ってくる大きな要因の一つです)。

売上高からまず引かれるのは売上原価です。売り上げた商品やサービスに直接関わる費用です。卸売業や小売業では「利は元にあります」とよく言われますが、この売上原価のコントロールが利益を生み出す第一歩です。

売上高から売上原価を引いたものが売上総利益です。卸売業や小売業では「粗利益」あるいは「粗利」と一般的に呼ばれるものです。

売上総利益率の推移のチェックが重要です。その売上総利益から「販売費及び一般管理費(販管費)」を差し引いたものが「営業利益」です。

企業の通常の業務段階での利益を示します。この営業利益がマイナスなら、企業活動に大きな問題が生じていると言ってしまうでしょう。

## 「けいつね」とも呼ばれる経常利益

営業利益からさらに営業外収益を足し、営業外費用を引いたものが「経常利益」です。「けいつね」と呼ぶ人もいます。

営業外収益、営業外費用の主なものは金利です。現在は低金利のため、あまり気にしていない人が多いかもしれませんが、金利が上昇すれば、借入金が多い企業の場合には、金利負担が増え、営業利益がプラスでも経常利益がマイナスということになりかねません。

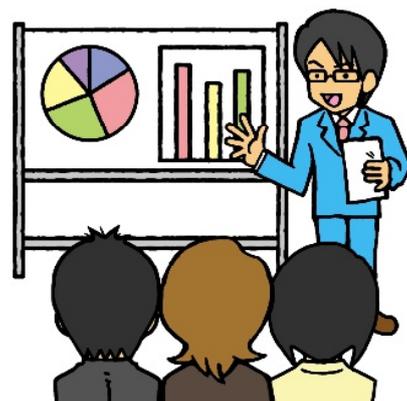
さらに、経常利益から、一過性の利益や損失である特別利益、特別損失を調整して、「税引前当期純利益」を計算します。

特別利益、特別損失は、過去に買った土地が高く売れた、工場が台風で損壊したなど、普段は起こらないようなことが発生した場合に計上します。そこから税金等を調整して「当期純利益」が計算されます。

経営者の中には、特別損失は、災害による損失や過去の投資の失敗などで、自分の経営責任とは関係ないと思う人もいますが、やはり経営上は、当期純利益をプラスにしていくことが重要です。

なぜなら、当期純利益のマイナスが続く、あるいは多額のマイナスとなると会社は倒産してしまうかもしれないからです。

次回以降、損益計算書の見方を順に解説していきます。損益計算書の見方については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



# 超・箇条書き

「10倍速く、魅力的に」伝える技術

杉野 幹人 著

単行本：200 ページ

出版：ダイヤモンド社

価格：1,400 円 (税抜)

## はじめに

箇条書きと聞くと長々と文章を記述せずに「行頭に点を置いていくつかの項目をひとつひとつ分けて書き並べる」くらいに思われている方も多いでしょう。しかし、箇条書きはあらゆるビジネスシーンで活用されており、わずか数行であっても、繊細で精巧な工夫が必要だと筆者は説明しています。



れなくなる恐れがあるからです。たとえば「コストの低下」で考えてみると、これが「状態・現象」のことか「行為」のことかを一瞬で理解させなければ箇条書きで書く意味が薄いとも言えるでしょう。

### コスト低下の意味

- ・コストが下がった
- ・コストを下げた
- ・コストが下がっている
- ・コストを下げている
- ・コストが下がる
- ・コストを下げる

## 超・箇条書きの技術

短く、魅力的に伝える箇条書き。そして人を動かす箇条書きを筆者は「超・箇条書き」と名付けています。

この「超・箇条書き」の技術は以下の図でまとめることができます。



大きく分けて 3 つの技術を習得することで、今まで表現していた箇条書きに誤りがあると感じるビジネスパーソンは多いと思われます。具体的によくしてしまう伝わらない箇条書きの例を紹介してみましょう。

## 体言止めは思考停止につながる

「コストの低下」や「売上の倍増」という語句は、日常的に資料作成や客先の営業で使用されます。しかし、超・箇条書きでは曖昧になるという理由で使いません。曖昧さによって一瞬で理解できなくなることで、読み手が読んでく

併せていうと行為を表す場合であれば、主語が抜けたことで因果関係が分かりづらくなってしまいます。キャッチコピーならば体言止めは語呂がよく印象に残るかもしれませんが、箇条書きでは読み手が周りの文脈から情報を補う必要が出てしまいます。

## 「固有名詞」で生々しくする

ぼんやりとした文章ではなく、相手に伝わりやすい表現ができるようになったら次のステップとして固有名詞を使って箇条書きを書いてみましょう。

- ・私は海外在住の経験があります
- ・私はシンガポール在住の経験があります
- ・会社案内に出ていた社員の方の考え方に共感し、応募しました
- ・会社案内に出ていた情報システム部の山本さんの考え方に共感し、応募しました

一般名詞は抽象度が高いため、相手がよく知っている固有名詞を使うことでわずか数文字の言葉なのにこれまでの経験や頭の中の情報が理解を助けてくれると筆者は解説しています。

普段何気なく使っている箇条書きを人に伝えるツールにするため、働く全ての人にオススメの一冊です。